



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

244	一般競争入札による落札者の決定	(情報政策課).....	1
245	指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	2
246	〃	( 〃 ).....	2
247	指定自立支援医療機関の変更	( 〃 ).....	2
248	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課).....	2
249	農用地利用配分計画の認可	( 〃 ).....	3
250	保安林予定森林	(森林整備課).....	3
251	〃	( 〃 ).....	3
252	保安林の指定施業要件変更予定	( 〃 ).....	4
253	〃	( 〃 ).....	4
254	〃	( 〃 ).....	5
255	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	( 〃 ).....	5
256	平成19年和歌山県告示第597号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の定め)の一部改正	(水産振興課).....	5
257	平成24年和歌山県告示第596号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定)の一部改正	( 〃 ).....	6
*258	平成11年和歌山県告示第666号(和歌山県証紙売りさばき人の指定等)の一部改正	(会計課).....	7
*259	昭和37年和歌山県告示第41号(和歌山県証紙売りさばき人の指定)の一部改正( 〃 )	( 〃 ).....	7

## 告 示

### 和歌山県告示第244号

情報セキュリティ強化対策業務(第二次構築及び運用保守)委託について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成29年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 落札に係る特定役務の名称及び数量  
情報セキュリティ強化対策業務(第二次構築及び運用保守)委託 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県企画部企画政策局情報政策課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 落札者を決定した日  
平成29年1月5日
- 落札者の氏名及び住所

西日本電信電話株式会社和歌山支店  
和歌山市一番丁5番地

- 5 落札金額  
64,568,642円（うち消費税及び地方消費税の額4,782,862円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成28年11月22日

#### 和歌山県告示第245号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成29年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
株式会社メディカルグラック	和歌山市舟津町四丁目28-2	アイル訪問看護ステーション	平成 29. 1. 1

#### 和歌山県告示第246号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成29年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
合同会社ウイル	有田市辻堂656-3	あおい訪問看護ステーション	平成 29. 2. 1

#### 和歌山県告示第247号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成29年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年 月 日
セントケア訪問看護ステーション城北	和歌山市東布経丁三丁目6番地	医療機関の所在地	和歌山市東布経丁2-1 シャトレ宇治101	和歌山市東布経丁三丁目6番地	平成 25. 11. 1

#### 和歌山県告示第248号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成29年2月9日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び伊都振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成29年3月6日まで縦覧に供する。

平成29年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第128号	橋本市学文路字畑山1190-1

#### 和歌山県告示第249号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成29年2月13日に認可した。

平成29年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第110号	西牟婁郡白浜町平字下芝1400外4筆
平成28年度第111号	有田郡有田川町長谷川字西ノ平240-2外1筆
平成28年度第112号	伊都郡高野町花坂字掛ノ谷187-1
平成28年度第113号	海草郡紀美野町下佐々字下庄原1158-2外4筆

#### 和歌山県告示第250号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡広川町大字下津木字古田1667の1、1667の2
- 2 指定の目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第251号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年2月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市龍神村殿原字宮ノ谷日浦畑1271、字宮ノ谷ノ内境目谷1272、字宮ノ谷奥北原1273の1、1273の2、字宮ノ谷南原津夫瀬谷1276(次の図に示す部分に限る。)、字宮ノ谷南原助蔵谷1277(次の図に示す部分に限る。)、字宮ノ谷南原1278の1・1278の2・1279の2(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第252号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年2月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第253号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年2月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第254号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第255号

平成29年和歌山県告示第84号（以下「告示第84号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を日高川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

中島弥之助

舟原友藏

前田市之烝

東健次

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第84号のとおり

#### 和歌山県告示第256号

平成19年和歌山県告示第597号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の定め）の一部を次のよう

に改正する。

なお、平成19年和歌山県告示第598号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の定め）は、廃止する。

平成29年2月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山南漁業協同組合の地区	西牟婁郡すさみ町に住所又は根拠地を有する者が総トン数20トン未満の動力漁船を使用して行う曳縄漁業を主とする漁業	すさみ曳縄

和歌山県告示第257号

平成24年和歌山県告示第596号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年2月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山南漁業協同組合の地区	田辺市上屋敷に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	戎一本釣
	田辺市目良に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	田辺目良一本釣
	田辺市目良に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う刺網漁業を主とする漁業	田辺目良刺網
	西牟婁郡白浜町日置に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う曳縄漁業を主とする漁業	日置曳縄
	田辺市芳養町に住所又は根拠地を有する者が行う機船船びき網漁業	芳養船びき網
	田辺市芳養町に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	芳養一本釣
	田辺市江川に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	江川一本釣
	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうちすさみ曳縄、南紀第6、田辺まき網、湊浦船びき網、富田・椿一本釣、戎一本釣、田辺目良一本釣、田辺目良刺網、日置曳縄、芳養船びき網、芳養一本釣及び江川一本釣加入区の区分に属さない漁業	

## 和歌山県告示第258号

平成11年和歌山県告示第666号（和歌山県証紙売りさばき人の指定等）の一部を次のように改正し、平成29年3月1日から施行する。

平成29年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表を次のように改める。

名 称	住 所	指定年月日	売りさばき所
紀州農業協同組合	御坊市湯川町財部668番地の1	平成11年6月15日	田辺市龍神村西360番地3 紀州農業協同組合龍神支店

## 和歌山県告示第259号

昭和37年和歌山県告示第41号（和歌山県証紙売りさばき人の指定）の一部を次のように改正し、平成29年3月6日から施行する。

平成29年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表売りさばき所の欄中「新宮市緑ヶ丘三丁目2番57号」を「新宮市新宮2330番地の9」に改める。